

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年2月7日

照会部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

照会作成者 (グループ長) 新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 谷

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.0000-000 本部受付番号 No.2011-82

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

月額変更届の起算月について (その3)

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

業務処理要領【マニュアル】厚年適用 IV-I 被保険者報酬月額変更  
厚生年金保険法第23条 健康保険法43条

(内容)

固定的賃金の変動があった月と同月に他の手当ての支払い日の変更があった場合、隨時改定の起算月はいつにすべきか次の事例についてご教示下さい。

<事例>

残業手当の支払日の変更と同月に他手当額の変更があった。

変更前 基本給等、残業手当・・・15日締、当月25日払

変更後 基本給等・・・・・・・15日締、当月25日払

残業・・・・・・・15日締、翌月25日払

	支払日	本給等	残業
	12月25日	11月16日～12月15日分	11月16日～12月15日分
変更	1月25日	12月16日～1月15日分 (1か月分の手当額の変更あり)	なし
変更	2月25日	1月16日～2月15日分	12月16日～1月15日分
	3月25日	2月16日～3月15日分	1月16日～2月15日分

<対応案>

本事例について、『一の給与計算期間すべてにおいて固定的賃金の変動等が反映された報酬が支払われた月が起算月』【疑義回答 2010-1110】となることから、1月25日支払分において今回の固定的賃金の変動とは関係のない残業手当についての実績は確保されていないとはいえ、固定的賃金の1か月分すべて

について1月より確保されている為、1月を起算月とすると思慮します。

ただし、基本給の変更にともない残業手当の時間単価が変更されている場合は時間単価の変更について【疑義回答 2010-191】により、固定的賃金の変更ととらまえ、1月ではなく、「固定的賃金の変動等が反映された」2月を起算月とする扱いが妥当であると思慮します。

(本部回答)

ご照会の場合は、隨時改定の要因である固定的賃金の変動が生じたのが1月であり、残業代の締日変更は隨時改定の要因とはならないため、基本給の変動が一の給与計算期間について確保されている1月を起算として隨時改定を行うことになる。

また、基本給の変動にともなう残業手当の時間単価の変更は、固定的賃金の変更にはならないことから、2月起算の随时改定には該当しない。

回答日 平成23年 4月 1日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東

(回答提供先)

○					
機構 L A N 掲載	相談 センタ ー	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載